

## 平成18年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

1 日 時 平成18年9月19日（火）午後1時30分～午後4時30分

2 場 所 長崎地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）安達一藏，飯谷英男，竹村昭彦，田中素子，峠憲治，

東島尚志，藤野美保，山口幸雄（委員長），吉田雅子

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）林刑事部部総括判事

（事務担当者）徳重事務局長，平野民事首席書記官，吉野刑事首席書記官，

松川総務課長（庶務）

4 議 事

(1) 委員長あいさつ

(2) 裁判員裁判の模擬裁判に参加しての感想について

6月12日（月）開催の裁判員裁判の模擬裁判に，委員が裁判員役又は傍聴人として参加したことについて，その感想や意見をお伺いした。

（※ □は委員長（長崎地方裁判所長）の，○は委員の，●は当日出席の林刑事部部総括判事の発言。以下同じ。）

○ 審理時間が長くて，集中力が続かなかった。どの点に注意して聞けば良いのか判断が難しかった。

○ （一部だけしか参加できなかったのので）手続の流れの全体を見たかった。全部に参加できず残念でした。

○ このような手続に数日間参加することになると，国民は大変だと思う。もっと国民全体に理解してもらい参加しやすいよう，広報し周知することが大切だと考えた。

○ このような模擬裁判は，裁判員制度実施後も行うのか。

- 手続の研究を目的とした模擬裁判なので、実施前まで行う。
  - 市民に裁判員制度を親しんでもらうための模擬裁判は行っていないのか。
  - 広報用の模擬裁判を10月に実施する。他にも広報用の模擬裁判を計画する予定である。
  - 評議の雰囲気はどうだったか。
  - 裁判員が話しやすい雰囲気を作るように行った。裁判長として今回は次の点に気を付けて進行した。
    - ① 裁判官はあまり話をしない。
    - ② 席に着く際に、裁判官が隣同士にならず、裁判員の間に入るように着席した。今後も、評議の進行や雰囲気作りについて他の方法も検討していく予定である。
  - 評議の際に、量刑のパターンをいくつ用意したのか。
  - 刑の幅（刑の上限と下限）を表にして裁判員に配布した。犯罪の態様と、そのときの刑についての判例をいくつか示した。
  - 今回の模擬裁判では、評議を十分に行う時間がなく、量刑について話し合う時間が取れなかった。
  - 裁判員裁判の審理期間は、3日間くらいを予定しているのか。
  - 模擬裁判の事件の程度だと、3日から4日程度と見込んでいる。
- (3) 「裁判員裁判において、裁判員に求められる役割及び分かりやすい裁判を実現するための方策」について協議
- どうして裁判員制度が必要なのか。
  - 「国民の感覚を反映」とリーフレット等には書いてあるが、ある程度の知識や教育のある者が裁判員となる必要があるのではないか。国民一人ひとりが社会の一員であるという教育が、今の日本ではなされていないよう

に思う。

- 市民参加の民主主義のための裁判員制度ということを、どれだけの人がわかっているだろうか。国民が裁判員として、犯罪を、社会を考えていくことで、社会を変えていくことができるのではないか。
- 裁判員となる機会は少ない。一生に一度するかもしれない、という少ない機会では、はたして国民の社会性や民主主義を育てることができるのだろうか。理想論ではないか。
- 裁判員制度もふくめて、他の部分でも、社会性についてより多く国民教育が必要である。
- 大変だと思うが、広報行事や模擬裁判をもっと増やすべきではないか。
- 手続研究のための模擬裁判及び広報のための模擬裁判を今後も実施していく。また、裁判員として参加しやすいように、環境整備についても、中央と現場で検討しているところである。
- 裁判員のための環境整備についてであるが、休日や午後5時以降にも裁判所と連絡が取れるようにするなど、国民生活に合った対応が求められていると思う。
- 国民生活を意識した対応を考えていく必要を認識している。
- 法壇の目線が高いので、法壇を低くするなど、裁判員がプレッシャーを感じないような配慮をして、設備を検討したほうが良い。
- 検察庁は、裁判員制度の説明会を行っているが、制度としてかなり浸透してきていると考えている。国民の関心は、日当や宿泊費、休暇制度についての問題に移ってきていると感じている。

模擬裁判の内容については、検察庁としてより検討が必要であり、まだまだ努力すべきと考えている。
- 模擬裁判を随時実施していく。

現在、検察庁と協力して、企業に対する制度説明を行っている。

環境整備についても，検討を開始している。

5 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成19年3月7日（水）とする。

(2) 協議テーマ

「裁判所の受付，相談案内等の態勢について」